

【逗子市福祉配食サービス事業を実施しています】

逗子市では、低栄養状態の予防・改善のための食事の確保と日常の安否確認について支援が必要なひとり暮らしの高齢者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行うことにより、自立した在宅生活を支援します。要件に該当する方は、申請書を提出してください。

1 事業対象者

次の要件にすべて該当する高齢者が対象となります。

- (1) 市区町村民税非課税世帯の者（同居の世帯全員が非課税）
- (2) 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯に属する者
- (3) 65 歳以上の高齢者と同居する全員が、心身の状況により買い物や調理が困難で、近隣の家族や親族から食事の提供が受けられないこと

2 配食可能日 毎日（1 月 1 日から 3 日までの日を除く）※祝日も配食します。

アセスメントを実施した居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが、配食の必要な曜日を申請します。

3 配食方法 1 日 1 回昼食を利用者本人に手渡します。

※不在等により、安否の確認が取れない場合は、担当ケアマネジャー、緊急連絡先等に連絡し、所在の確認を行います。

※配食時の利用者の体調変化等については、担当ケアマネジャー、緊急連絡先等に連絡する等連携を図り対応します。

4 利用者負担額 1 食 432 円

5 支払い方法 利用者が事業者へ直接現金等で支払います。

6 キャンセル料 配食日の前日午後 6 時までに事業者へ連絡した場合は、発生しません。 それ以降に連絡した場合は、利用者負担額をお支払いください。 配食曜日に外出等で不在にする場合は、必ず事業者へ連絡してください。

7 注意事項 利用曜日、利用回数、食事の種類、ケアマネジャーの変更、入退院等による一時休止及び再開や利用を廃止する場合は、事前に高齢介護課にご連絡をいただくとともに、次の手続きもお願いします。

8 食事の種類 7 種類から 1 つを選択

- (1) 普通食
- (2) 幸たんぱく食：必要なたんぱく質量を摂りながらお食事を楽しみたい方

- (3) カロリー塩分調整食：エネルギーや塩分の調整が必要な方
- (4) たんぱく・塩分調整食：たんぱく質や塩分の調整が必要な方
- (5) 透析食：透析治療中の方
- (6) 消化にやさしい食：消化機能が弱っていたり、不調のある方
- (7) やわらか食：入歯・義歯等できざみ食が食べにくい方
- (8) ムースセット食：嚥む力や飲み込む力が弱っている方

※特別用途食品（えん下困難者用の食事等）ではありません。（5）透析食（7）やわらか食（8）ムースセット食は、治療を目的とした食事ではありません。普通食、幸たんぱく食以外の（3）から（8）の食事の種類を希望する場合は、主治医へ利用可否の確認をお願いします。

<逗子市福祉配食サービス事業申請手続き>

申請の種類	提出書類等	内容
利用の申請	(1) 逗子市福祉配食サービス利用状況調書 (2) 逗子市福祉配食サービス利用申請書	(1) 利用の可否は、市（高齢介護課）が決定します。 (2) 利用可の場合、利用開始前に委託事業者が、利用方法の説明のため利用者宅を訪問し、面談します。 (3) 申請日から利用開始まで数日から10日程度かかります。
利用の変更	(1) 逗子市福祉配食サービス利用変更（廃止）申請書 (2) 週間サービス計画表	利用曜日、利用回数、食事の種類、ケアマネジャーの変更、介護保険サービスの利用の変更又は中止や入退院等による一時休止及び再開の <u>7日前</u> までに提出してください。
利用の廃止	逗子市福祉配食サービス利用変更（廃止）申請書	(1) 廃止の <u>7日前</u> までに提出してください。 (2) 3か月以上継続して利用がなかった場合は、廃止します。

※（1）申請書一式は逗子市ホームページよりダウンロードできます。

（2）介護保険サービスを利用していない方が福祉配食サービス事業を利用するときは、地区担当の地域包括支援センター職員がアセスメントを実施します。

委託事業者：宅配クック ワン・ツウ・スリー
 TEL：0467-31-5080
 住所：鎌倉市常盤 648-4
 スカイ鎌倉1号棟1階
 営業時間：午前9時～午後6時

担当：逗子市高齢介護課高齢福祉係
 TEL：046-873-1111
 住所：逗子市逗子5-2-16
 開庁時間：午前8時30分
 ～午後5時